

公益財団法人沖縄科学技術振興センター  
役員及び評議員に対する報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄科学技術振興センター(以下、「本財団」という。)定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員に対し、職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 専務理事には、月額報酬及び期末手当を支給し、専務理事を除く役員(以下、「非常勤役員」という。)及び評議員に対して、日額報酬を支給することができる。
- 3 専務理事が、沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年沖縄県条例第45号)第2条第1項の規定に基づき派遣された者または他の法人もしくは企業からの出向者である場合には、派遣元または出向元と締結した協定により報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 専務理事の報酬等の額は、年額総額500万円を上限とする。

- 2 専務理事を除く理事及び監事の報酬等の額は、それぞれ年額総額120万円、24万円を上限として、別表1のとおり日額報酬を支給する。
- 3 評議員の報酬の額は、定款において定める年額総額を上限として、別表2のとおり報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 専務理事の月額報酬の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とし、期末手当の支給日は6月30日、12月10日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とす

る。

2 非常勤役員の報酬の支給は、一月分をまとめて翌月の5日に支給する。ただしその日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

3 役員及び評議員の報酬等は、本人指定の金融機関口座へ振込みにより支給する。

(旅費)

第6条 役員及び評議員が業務のため旅行したときは、公益財団法人沖縄科学技術振興センター職員の旅費に関する規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、公益財団法人沖縄科学技術振興センターの設立の登記の日から施行する。

別表1 (第4条2項関係)

区 分	日額報酬 (1人当たり)
理事長	15,000 円
理事長および専務理事以外の理事	10,000 円
監 事	10,000 円

別表2 (第4条3項関係)

区 分	日額報酬 (1人当たり)
評議員	10,000 円